短期入所生活介護重要事項説明書

１．当施設が提供するサービスについての相談窓口

電　話　　０２４－９６２－３９３９（9時～18時）

担　当　　生活相談員　　（　　）

※ご不明な点は、どんなことでもおたずねください。

２．事業所の概要

(1). 施設（短期入所生活介護事業）の目的

当施設（短期入所生活介護事業）は、介護予防短期入所生活介護事業と一体的に、介護保険法に基づく指定短期入所生活介護事業所として、在宅の要介護認定者を対象に短期入所生活介護計画に基づく短期入所生活介護を提供し、利用者の心身の機能維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を目的とします。

(2). 提供できるサービスの種類

サ　ー　ビ　ス　名	短期入所生活介護
施　設　名　称	特別養護老人ホーム　おおつき
所　在　地	福島県郡山市大槻町字西勝ノ木5番地の１
介護保険指定番号	福島県　０７７０３００９３７号

(3). 当施設の職員体制

施設の職員は、特別養護老人ホーム、老人短期入所事業を含めて次のとおりです。

施設長	１人（他事業所兼務）	機能訓練指導員	１人
事務長	１人	看護職員	7人（内非常勤1）
支援部長	１人（介護支援専門員兼務）	介護職員	53人(内非常勤10)
事務職員	6人（内非常勤4）	管理栄養士	１人
介護支援専門員	3人(内他職兼務3)	嘱託医	１人（内非常勤1）
生活相談員	3人(内他職兼務1)		

上記のほか、必要に応じ役職やその他の職種を定め、また増員することがあります。

(4). 職員の勤務体制及び役職・職務内容（短期入所事業を含む）

役　職	勤務体制・役職内容
施設長	勤務時間帯　：　9：00～18：00 施設全体の業務全般を掌握し、職員の指導監督し統率します。
事務長	勤務時間帯　：　9：00～18：00 施設事務部門の業務全般を掌握し、事務職員を指導監督します。
支援部長	勤務時間帯　：　9：00～18：00 施設処遇部門の業務全般を掌握し、処遇職員を指導監督します。

生活相談員	勤務時間帯　：　9：00～18：00 入所相談受付、ボランティアの受入れ、介護支援専門員、看護職員、介護職員との連携、入所者と家族の連絡調整、入所者の介護保険・健康保険・行政手続等の代行等の業務を行います。
介護支援専門員	勤務時間帯　：　9：00～18：00 他の職員と協力し介護サービス計画の作成と管理等、施設ケアの一連のマネジメント業務をおこないます。
看護職員	職員配置　：　7：00 から 18：00 で 8 時間勤務 2 名以上の配置 入所者の健康管理、介護職員と協力し看護業務を行います。
介護職員	職員配置　：利用者集団（15～25 名）を 5 グループで構成 7 時～20 時 30 分　：　1 グループ 1 名以上配置 20 時 30 分～7 時　：　各棟(約 50 名ずつ)2 名の配置 入所者が快適な施設生活を送れるように、精神的、身体的介護、並びに日常生活上のサービスを行います。
医　　師	勤務時間帯　：　毎週月曜日の 14：00～15：30・木曜日の 10：30～12：00 に、入所者の健康管理を行います。
機能訓練指導員	勤務時間帯　：　9：00～18：00 入所者の機能訓練について理学・作業療法的な指導援助を行います。
管理栄養士	勤務時間帯　：　9：00～18：00 入所者の食事について栄養や嗜好を吟味して献立作成し美味しい食事の提供、併せて利用者の栄養指導の業務を行ないます。
事務員	勤務時間帯　：　9：00～18：00 用度、庶務、会計、経理、預り金その他一切の事務等を行います。

(5). 同施設の設備の概要

定　　数		２０人（一体的に提供する介護予防短期入所生活介護との合計）		
居　　室		個室２０室（1 室 15～13.5 ㎡、各シャワー付トイレ・洗面所設置）		
浴室	大浴室	特殊機械浴槽・リフト付１人浴槽（４）・５人用一般浴槽		
	中浴室	1 人浴槽・5 人浴槽		
	家庭浴	１人浴槽		
食　　堂		1 ブロック	静　養　室	1 室 1 床
便　　所		共用 2・個人用 20	医　務　室	1　　室
機能訓練室		1　　室	談　話　室	1　　室
家族宿泊室		1　　室	電動ベッド	全　　床

３．サービス内容

(1). 食事　　：　利用者の咀嚼・嚥下力や日内サイクル、嗜好等に応じ食事形態、食事場所や時間等に配慮し提供します。

(2). 入浴　　：　利用者の状態に応じ、一般浴槽、一人浴槽、リフト浴槽、特殊浴

槽を少なくとも週 2 回ご利用いただけます。健康上の理由で入浴できない場合は、清拭等を実施します。

(3). 介護　　：　介護、看護職員の配置は基準型です。介護状態に応じ、ケアプランによる介護サービスを提供します。

(4). 機能訓練　：　利用者の状態に応じ、機能訓練指導員が機能低下防止のための訓練・グループワーク等を実施します。

(5). 生活相談　：　ご利用に当たっての相談等、関係機関との連携により生活相談員がお受けします。

(6). 健康管理　：　入所後の健康管理は週 1 回（月・木）の嘱託医師と看護職員の連携によって行います。

(7). 理美容サービス　：　理容は第２・4 月曜日、美容は毎週火曜日に受けられます。

４．利用料金

(1). 施設利用料金

① 介護保険施設サービス費の自己負担分

平成 27 年 4 月から 7 月	1 割負担	一律
平成 27 年 8 月より、保険者が発行する負担割合証に記載されている負担割合	1 割負担	① 本人の合計所得金額が 160 万円未満。 ② 本人の合計所得金額が 160 万円以上あり、同一世帯の第 1 号被保険者の年金収入、その他の合計所得金額が単身世帯で 280 万円未満、2 人以上の世帯で 346 万円未満。
	2 割負担	本人の合計所得金額が 160 万円以上ある②以外の場合

一日当り料金（下記の額は一割負担の利用者に応じた額です）				
要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
５７９円	６４６円	７１４円	７８１円	８４６円

※ 上記料金の他に、機能訓練加算として 1 日当たり 12 円、看護体制加算Ⅰ・Ⅱとして 12 円、夜勤職員配置加算として 13 円、サービス提供体制強化加算Ⅰイとして 18 円、送迎加算として片道 184 円、介護職員処遇改善加算Ⅰとして所定単位数の 8.3%分がそれぞれ加算されます。

※ 個別に計画を作成し機能訓練を実施する場合、個別機能訓練加算として 1 日 56 円、医療を必要とする重度の利用者を受け入れた場合、医療連携強化加算 1 日 58 円を算定します。

※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算に該当する場合 1 日 200 円、緊急短期入所受入加算に該当する場合1日90円が利用開始日から7日間算定されます。

※ 若年性認知症利用者受入加算に該当する場合 1 日 120 円（認知症行動・心理症状緊急対応加算算定の場合除く）、医師の処方せんに基づき特定の疾患の方に療養食を提供した場合、療養食加算として 1 日 23 円をそれぞれ算定します。

②滞在費及び食費

居住費及び食費の料金は、下記の区分段階によって利用者負担が異なります。

利用者負担段階	対　象　者
第一段階	・市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第二段階	・本人及び世帯全員が市町村民税非課税者で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が８０万円以下の方
第三段階	・本人及び世帯全員が市町村民税非課税者で、利用者負担段階第二段階以外の方
第四段階	・第一～第三段階以外の方

・平成 27 年 8 月以降、第二段階、第三段階の方でも、以下の場合は負担軽減の対象外となります。

①預貯金が 1,000 万円、夫婦世帯で 2,000 万円を超える場合

②配偶者が住民税課税されている場合（世帯分離も同様）

また、非課税年金収入（遺族年金、障害年金など）がある場合、この額も含めて判定されます。

※上記の利用者個々の負担段階は、利用者が当該介護保険者への交付申請により介護保険負担限度額認定証を取得し、事業者へ提示して確定します。

ⅰ）滞在費

一日当り料金			
第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
３２０円	４２０円	８２０円	１２５０円

ⅱ）食費

一日当り料金			
第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
３００円	３９０円	朝のみ　：４００円 夕のみ　：４９０円 ２食以上：６５０円	朝　：４００円 昼　：４９０円 夕　：４９０円

③所得の低い方に関する制度について

ⅰ）高額介護サービス費制度

保険給付の一割負担について、以下の額を超えた分について、当該保険者への申請により払い戻されます。

	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
保険給付の一割負担	１５０００円	１５０００円	２４６００円	３７２００円 ４４４００円※1

※1：平成 27 年 8 月以降は現役並み所得相当の方については上記の額に引き上げとしています。現役並み所得相当の方の基準は課税所得 145 万円以上の場合でも、同一世帯内の第一号被保険者の収入が 1 人のみの場合 383 万円、2 人以上の場合 520 万円に満たない場合は上限 37,200 円に戻ります。

ⅱ）社会福祉法人法による利用者負担軽減制度

市町村民税非課税者で、一定の要件を満たす（利用者負担三段階の一部と二と一段階）方を対象に、介護保険施設サービス費の自己負担分と居住費、食費について軽減されます。（１／4 減額、第１段階は１／２減額）

当該保険者への申請により、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証の交付を受け、事業者に提示することが必要です。

(2). その他の料金

①. 行事参加費

年間の行事の中で、参加希望を募って行う行事について、その行事経費について個人にかかる実費

②. 理美容料金

理容（標準：１７００円・顔剃りのみ１５００円・カット、顔剃り２０００円）
美容（カット：１７００円・パーマネント：５０００円・カラー：２５００円）

③. 日用品費

実費

④. テレビ貸出料

１日　　１００円

⑤. 居室で使用する家電製品の消費電気料（実費相当分）

⑥. その他

利用者個人の希望によるその個々人に係る嗜好品代、個人使用の電話代、ついてはその実費

(3). 支払方法

当月ご利用の利用料は、請求書に明細をつけ、翌月２０日過ぎに通知します。口座引落の場合は、翌月２７日または２７日以降に引落手続きを行います。現金支払いの場合は翌々月の１０日までにお支払頂くようお願いします。お支払頂きますと領収書の発行をいたします。

５．サービスの利用の方法

(1). サービスの利用申込み

①. 先ず、お電話等でお申込み下さい。

ご利用期間決定後に契約を締結いたします。ご利用予約は２ヶ月前から可能です。

②. 緊急受入体制と受入

介護者の病気等で緊急に利用したい方は、電話等でお問い合わせください。

※居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業所に依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2). サービス利用契約の終了

①. ご利用者の都合によりサービス利用契約を終了する場合

お申出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

②．自動終了

以下の場合はその事態の発生の連絡により、契約は自動的に終了し、予約は無効となります。

ア）ご利用者が他の介護保険施設に入所した場合

イ）ご利用者がお亡くなりになった場合

ウ）ご利用者の介護認定区分が自立（非該当）・要支援と認定された場合

エ）最後の利用から二年が経過した場合（二年経過以降に再利用の場合は新たに契約を行います）

③．その他

ご利用者がサービス利用料金の支払を１カ月以上遅延し施設側の料金支払の催告後 10 日以内に支払が行なわれない場合、ご利用者やご家族等が当施設や当施設の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行なった場合、また、やむを得ない事情により施設閉鎖もしくは縮小する場合、３０日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させて頂くことがあります。尚、その場合は契約終了後の予約は無効となります。

６．当施設のサービスの特徴等

(1)．運営の方針

特別養護老人ホームおおつきをはじめとした当施設は、郡山を中心とした地域のみなさんの高齢者福祉への切実な要望から、自ら「特別養護老人ホームをつくる会」（平成８年６月）を結成し、広く市民のみなさんに訴え、協力の輪を広げ 5000 人にのぼる協力者の結集によって、その基礎を築いてきた施設です。

その協力者のみなさんをはじめ、広く地域のみなさんとともに「高齢期を安心して暮らせる」地域づくりの一環として当施設の運営を位置づけ、人間の尊厳、高齢者の人権やプライバシー、社会参加を重視したものとしています。

(2)．施設利用に当たっての留意事項

①．面会	・・・	随時可能、積極奨励
②．外出、外泊	・・・	事前届出必要、積極奨励
③．飲酒、喫煙	・・・	施設の了解と場所の限定
④．設備、器具の利用	・・・	施設の了解と故意の破損の弁済
⑤．金銭、貴重品の管理	・・・	原則的に多くの持ち込みは困難
⑥．所持品の持ち込み	・・・	自分の居室内の範囲で自由
⑦．宗教活動	・・・	他人に迷惑にならないように
⑧．ペットの持ち込み	・・・	現在のところ不可

７．緊急時・事故発生時等の対応と協力病院について

(1)．ご家族・関係機関への連絡について

ご利用者の容態の変化や不慮の事故等があった場合はご家族に速やかに連絡し、必要な処置について協議します。

また、事故の発生については、当該介護保険者等への連絡を致します。

(2)．緊急時・事故発生時の医療的対応について

ご利用者の容態の変化が急激かつ重篤な場合や不慮の事故発生等で緊急な医療的対応が必要と判断した場合は、ご家族への連絡に優先して契約時に申し合わせるご利用

者の主治医、または当施設の協力病院との連携で必要な措置を講じます。

(3). 事故等に対する賠償の対応について

サービス提供中、当施設の責任による事故等でご利用者の生命･身体･財産に損害を及ぼした場合、その損害を賠償します。

(4). 協力病院等

施　設　医	岡沼　利博　医師（岡沼内科・往診クリニック院長）
協 力 病 院	桑野協立病院、星総合病院

８．非常災害対応

(1). 災害時の対応

消防防災計画のもと自衛消防防災組織を中心に平常からの設備点検、防災上の指導を行い適切な対応が行えるようにします。

(2). 防災設備

全館火災報知器、スプリンクラー、消防署自動通報システム、防火区画細分化、屋内散水栓、全面耐火建築

(3). 防災訓練

避難訓練　　・・・月１回実施

総合防災訓練　・・・年２回実施

９．サービス内容に関する相談・苦情

(1). 当施設の相談・苦情受付担当、苦情解決責任者、第三者委員

・相談・苦情受付担当　：　神山　留利子（支援部長）【℡962－3939】

・苦情解決責任者　：　森田　たき子（施設長）【℡962－3939】

・第三者委員　：　石田　陽子（くわの福祉会評議員）
郡山市大槻町西ノ宮西 24 - 10【℡951 - 7888】
斉藤　征男（元行政職員）
郡山市喜久田町四十坦 15 - 4【℡938 - 3520】
清野　晃（ボランティアサークル松葉の会会長）
郡山市久留米４丁目 46－5【℡090-3122-9020】
東瀬　聖子(せいこ)（ケアハウス利用者家族）
岩瀬郡鏡石町鏡田境 85－51【℡0248-62-3309】

(2). その他

当施設以外での相談・苦情窓口等の受付。

※　郡山市：　保健福祉部　介護保険課（0120-65-3736）

※　福島県：　福島県国民健康保険団体連合会（024-528-0040）

１０．当法人の概要

(1). 名称・法人種別　社会福祉法人　くわの福祉会

(2). 代表者役職・氏名　理事長　先﨑　伍郎

(3). 本部所在地・電話　福島県郡山市大槻町字西勝ノ木５番地の１
０２４－９６２－３９３９

１１．記載内容の基準日
　２０１７年０９月０１日

年　　月　　日

特別養護老人ホームおおつき（短期入所生活介護サービス）の利用受付にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項を説明しました。

（事業所）
所在地　　郡山市大槻町字西勝ノ木５番地の１
名　称　　特別養護老人ホーム　おおつき

代表者　　施設長　　森　田　　た　き　子　　印

説明者　　印

私は、契約書および本書面により、事業所から特別養護老人ホームおおつき（短期入所生活介護サービス）についての重要事項の説明を受けました。

（利用者）
住　所

氏　名　　印

（代理人）
住　所

氏　名　　印

（利用者との関係　　）